

地域公共交通計画の策定方針

1 計画策定の趣旨

大磯町における地域公共交通対策は、平成 14 年の道路運送法改正に伴い事業者から退出申出があった富士見地区（虫窪・黒岩・西久保）のバス路線の維持、平成 22 年に「公共交通空白地域」解消を目的にした「大磯町地域公共交通総合連携計画（以下、「連携計画」という。）の策定、そして、連携計画に基づく、富士見地区での「補助路線バス」の運行継続及び平成 28 年から運行を開始している赤坂台地域を中心にした「予約型乗合タクシー」となります。

連携計画策定から 10 年以上が経過する中、今後も加速度的に進む人口減少や高齢化、自家用車への依存など、今以上に地域公共交通の利用者は減少傾向にあると予測され、地域の暮らしを支える移動手段の確保や公共交通サービスの維持・確保は厳しさを増す状況にあります。

一方、運転免許返納に伴う高齢者や買い物・通院などの移動が困難な交通弱者への対応など、今後増加が見込まれる多様なニーズに対し、利便性向上のための公共交通ネットワークの仕組みづくりが必要であることから、令和 3 年策定の「大磯町第 5 次総合計画」及び「大磯町まちづくり基本計画」において、「既存の公共交通の維持、新たな公共交通の導入」を重点施策に掲げ、交通空白地域の解消だけでなく、誰もが快適に移動できる交通ネットワークの形成を目指すことを位置づけています。

また、国においても、令和 2 年 11 月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「活性化推進法」という。）が施行され、「地域公共交通計画」の作成が努力義務化（第 5 条）されたことから、移動可能性を維持・向上する交通サービスの拡充に向け、法定計画となる「（仮称）大磯町地域公共交通計画」を策定するものです。

2 計画の名称

（仮称）大磯町地域公共交通計画

3 計画策定の視点

誰もが快適に移動できる交通ネットワークの形成及び移動可能性を維持・向上させる交通サービスの拡充を目指すため、以下の視点で取組みを進めます。

- (1) 既存の地域公共交通のサービス見直しや効率化による運行経費の改善など「公共交通空白地域解消」への取組み
- (2) 免許返納高齢者や買い物・通院等の交通弱者への対応など「移動手段の確保策」への取組み
- (3) MaaS などのソフト施策や ICT（情報通信技術）を活用した新たな需要創出や利便性向上など「地域公共交通のネットワーク化」への取組み

4 計画の構成

活性化推進法に定める必要な記載項目に基づき、計画策定を進めます。

(1) 地域公共交通の基本方針

- 計画が目指すべき将来像と、公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。

(2) 計画の区域

- 大磯町の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。

(3) 計画の目標

- 基本方針に即した定量的な目標を設定します。

(4) 事業・実施主体

- 目標達成のために提供されるべき地域の輸送サービスの全体像・具体的サービスの水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理します。

(5) 計画の達成状況の評価

- 達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を定めます。

(6) 計画期間

- 原則5年程度とします。

(7) その他

- その他計画の実施に関し必要と認める事項を記載します。

5 計画策定の進め方

地域公共交通の現状や問題点、課題などを整理したうえで、計画目標の設定や目標実現に向けた施策展開などを検討しながら計画策定を進めていきます。

(1) 大磯町の概況及び上位計画の位置づけ

大磯町の概況・地域移動特性の整理、上位・関連計画における地域公共交通の位置付けの整理、既存計画（連携計画）等の評価を行います。

(2) 地域公共交通の現状

鉄道・バス・タクシーの現状の把握を行います。

(3) 地域公共交通の課題の整理

交通空白地域へのヒアリングや町全域へのアンケート調査等の結果、地域公共交通の現状・問題点等を踏まえた、課題の整理を行います。

(4) 計画の基本方針・目標の検討

地域によって異なる状況や価値観があるため、他地域の事例を模倣することなく、地域ごとの現状、課題に整合した方針・目標設定を行います。

(5) 対応施策の検討

目標の実現のための施策を検討します。また、パブリックコメント等住民利用者等の意見の反映を行います。

6 策定体制

活性化推進法に基づき設置する「大磯町地域公共交通会議」や、庁議（政策会議）での協議などを経て計画を策定します。

また、地域住民の生活交通の利用実態や意見・要望などを把握するためのアンケート調査や路線バスの乗降調査、計画に対するパブリックコメントや意見交換の実施などの手法も取り入れ計画策定を進めます。

(1) 庁議（政策会議）

- 計画案を審議し、計画を決定します。

(2) 大磯町地域公共交通会議（法定協議会）

- 活性化推進法に基づき「地域公共交通計画」を作成するための協議を行います。

(3) 町民参画

- 計画策定に向けたアンケート調査やパブリックコメントや、意見交換の実施等、町民意見などを計画に反映します。

※ 町議会

- 計画策定の段階において町議会との情報共有を図っていきます。

7 対応方策実施までの流れ

年度	内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">■ 策定方針の決定■ 補助路線バス、デマンドタクシーの運行検証■ 地域公共交通会議（計画策定方針等）■ 交通アンケート調査（町内全域）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">■ 地域公共交通会議（計画策定協議）の開催■ 「(仮称)大磯町地域公共交通計画」策定<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント・対応方策の検討 など
令和6年度～	<ul style="list-style-type: none">■ 計画に基づく事業の実施